

第6章 推進体制

1. 毎年度の達成状況の点検・評価及び計画の見直し

この計画の推進に当たっては、計画の実効性を確保するため、毎年度の実績を把握し、障がい者施策や関連施策の動向も踏まえながら点検・評価を行い、必要に応じて「田布施町地域自立支援協議会」により、計画の見直しの措置を講ずる等の計画の適正な管理を行います。

また、主要なサービスに係る数値目標については、令和5年度末までの目標とし、令和5年度に数値目標の見直しを行います。

2. 適切な役割分担と協働

この計画の推進に当たっては、行政、町民、民間団体、企業等が、以下のようなそれぞれの役割と責任を認識し、お互いに協働していくことが必要です。

(1) 行政の役割

- 町は、事業計画・事業目標を設定し、積極的な施策の展開が必要です。
- 地域における障がい福祉を進める実施主体として、地域の実情にあったきめ細かな施策を計画的、積極的に推進することが必要です。
- 障がいのある人の実態やニーズの把握に努めるとともに、障がいのある人やその家族などが気軽に相談できる相談窓口を設置することが必要です。

(2) 町民の役割

《障がいのある人自身》

- 社会の構成員の一人として、積極的に社会経済活動に参画し、地域の人々との交流を進め、自らの力で生活することを目指すことが必要です。
- バリアフリー、ノーマライゼーションの実現に向けて、当事者の視点から積極的に意見・提言を行うことが期待されています。
- ボランティア活動等、地域活動へ積極的に参加することが必要です。

《地域・家庭》

- 地域や家庭などさまざまな場で障がいや障がいのある人への理解を深めるとともに、障がいのある人の地域生活を支えるネットワークづくりを進めることが必要です。
- 障がいのある人が地域の一員として責任と役割を担い、日常の行動や活動に気兼ねなく参加できる地域づくりを進めることが必要です。

(3) 民間団体、企業などの役割

《民間団体》

- 障がい者団体は、障がいのある人の生活に擁護と理解の促進を図るため、当事者や家族等のニーズに基づいた具体的な支援活動や各種啓発活動など、自主的な活動を展開することが必要です。
また、障がいのある人や家族の仲間作りを進めることにより、支援の輪を広げるとともに、障がいのある人の社会参加を支援していくことが必要です。
- 専門職で構成される団体等については、人材の資質向上に取り組むほか、その専門性を生かして障がい福祉の一層の向上に取り組むことが必要です。

《企業》

- 障がい者雇用を積極的に進めるとともに、障がいのある人に配慮した職場環境の創出に努めることが必要です。
- 企業の組織、人材等を活用し、地域における企業ボランティア活動など積極的に社会貢献活動を展開することが必要です。
- 事業者は、保健福祉サービスに関する情報の提供、質の評価と向上に努めるとともに、障がいのある人の意向を尊重し、障がいのある人の立場にたった構成で適切なサービスの提供に努めることが必要です。
また、地域の関係機関等と連携を密にし、障がいのある人や家族等の相談援助、施設機能等の地域への提供により地域福祉の推進に寄与するとともに、地域のニーズに応じて、多様な事業の展開を図っていくことが必要です。